

V 芳賀東部団地遺跡出土の線刻紡錘車について

(図-79)

井 上 唯 雄

最近の県内の発掘調査で資料が急増して注目されるようになったものに線刻紡錘車がある。紡錘車の上・下面及び側面に細い線刻で文様や文字を表わしたものがある。すでに30例を超える例が収集されるが、その芳賀東部遺跡群でも4例が指摘されている。そこで、本稿では、その線刻紡錘車について紹介し、その意味について述べてみたい。

資料1 H-77 出土

形状は、扁平な薄形で、大径5.4cm、小径4.3cm、厚さ1.2cmをはかる。側面との稜は比較的鋭く、表面の研磨はていねいで使用擦痕も弱い。中央部に径8mmの穴が一方方向からあけられている。材質は滑石製である。

文字は大径面に、横書きに「春日ア」、中央から端方向に「春日」が二ヵ所、先端が平たくつぶされた形の記号様のもの3つにより画され、その他に、中央から端部方向に「上上T」とある。更に、小径面には、中央から端部方向に向って、縁部に「春日国麿」の六字が線刻されている。特に文字画数の多い「麿」は側面には出るようにして刻されている。重量73g。

資料2 H-61 出土

形状は、截頭円錐台形を呈し、大径3.7cm、小径2.6cm、厚さ1.8cmの大きさである。側面はほぼ平らであるが、小径面はつぶれて平滑面がみられないまでになっている。使用擦痕などのあとからの傷も多い。中央部には径8mmの孔があけられている。石材は、滑石製である。

文字は側面に右まわりに9字が線刻されている。文字の不明な部分もあるが、「勢多郡□(楊) 五百□都□(獻)」と読めるという。ただ、かなりいろいろな線が入り組んでいるので、多少、不確定要素をもつものとみられる。重量38g

資料3 K-113 P₄出土

形態的には、資料2に類似する。截頭円錐台形の断面で、側面には削痕をとどめている。大径3.7cm、小径2.5cm、厚さ1.4cmで、表面は平滑さを欠き、円形も一部歪んで、つくりはあまりよくない。大径面には、中央部に一条のキズが走っている。

文字とみられるものは、小径面に「山」字様のものが、端部から中央に向って、縁にかかってみられる。ただ、これは、先端が、流れている、止めが弱いこと、たての線が直線でないことなど、不確定要素もある。重量26g。滑石製

資料4 H-141 №2

形状は、截頭円錐台形で、前2つに比較するとやや大型である。大径4.6cm、小径3.1cm、厚さ1.6cmをはかる。各面とも削痕がややのこっており、つくりはやや雑である。稜は特に側面と小径面が変わる部分で丸味をもち、側面も中央部がやや内湾するようにくぼみ気味である。

線刻は側面部にあるが、これが文字を表わすか、記号か、絵画かについてははっきりとしない。ただ、その一部には、大きい径をもつ面から小径の面に向って、家様のものを認めることもできるが判然としない。更にもう一ヵ所にも明らかに人工の線が刻まれているのが確認されるが、これについても、その内容は、はっきりしない。重量50g

以上、みてきたように、これら資料については、はっきりしないものも含まれるが、一応県内の他資料との関連で考えてみたい。形態面でみると、資料1を除く3つについては一応截頭円錐台形の断面形である。県内全体では扁平形のものが70%を占めることからすると、やや本遺跡の場合はその比率が低いといえる。形態的には円錐台形のものは古墳時代の紡錘車に多く見られるタイプであり、その意味からすると、資料3・4は、両者の中間に位置するものである。

石材は、一般的には滑石製であり、一部蛇紋岩製のものや陶製のものを含んでいる。これについては、特筆すべき特徴はないといえよう。ただ、資料2のように、一つの面が潰れるほどの損傷を受けているものは他に例をみない。形状との関連でみると資料2、3については伝世的に扱われてきた可能性を示すかも知れない。

線刻部位については平面・側面ともほぼ同数であるが、概して文字数の多いものは平面に線刻されるものが多い。スペースとの関連からいえば、当然のことであろう。しかし、これとてあくまでも原則であり、平面や側面に原則と反した線刻を伴なう例は多い。たとえば、資料3のような例である。

次に問題の線刻内容についてであるが、これについては、人名とみられるものが65%、不明確だが人名の可能性のあるものも含めると80%が人名である。その他、郡郷名を示すものがわずかにあり、他に同字を複数書いた習書的なものや、意味不明のもの、吉祥的な意味がうかがえるものがある。そこで、本遺跡出土のものについて、次にみてみよう。

資料1については「春日部国麿」は明らかに人名である。春日部姓は從来・県内関係では確認されていない。春日部は安閑朝ごろ設定された名代とみられ(安閑天皇の春日皇后の名代)、6世紀初頭ごろおかれたものという。文献にみられない春日部姓が存在したことが、この資料で確認される。しかし、春日部国麿がいかなる人物かは全く不明である。

また、「上上T」が、なにを意味するかも不明である。籍帳などの記載例にみられる「上上戸」のような意味をもつとすれば一般的には、郷戸主階層に属するものであるかも知れない。

資料2の「勢多郡□(楊カ) 五百□都□(獻カ)」の線刻は「勢多郡」は当然、倭名抄中の勢多郡を示すものであることはいうまでもない。次の字は、やや不分明などころはあるが、「楊」とすれば、渡来系の民族である可能性がある。續日本記などに見られる楊氏は、渤海の人であると記されている。こうした渡来人が多く居住した上野国内にも、この楊氏が移住していることが考

えられる。

太田市清水田遺跡では奈良末～平安前期の集落の中で、その「楊」の墨書を施した土師器坏が5点ほど出土している。しかも集落中の一画に、この「楊」の墨書をもつ竪穴住居が集中していた様相が推察される。その状況からすると楊氏の存在は確実なものとなってこよう。

楊氏姓の人物が勢多郡にも居住していたことがわかるが、その後の「五百□都□」は名であるとみなければなるまい。地名+氏姓+名とすることが、最も無理のない見方で、その意味では、資料1と同様である。

資料3の「山」が正しいとすれば、この一字のみでは、いかなる内容を表わしているのか不明である。ただ、この「山」を刻した紡錘車が、板倉町小保呂遺跡でも出土している。しかし、この「山」が二つとも同じ意味をもつとは断定できない。ただ、県内の他例からの人名が多い事実からすれば人名の一字であるとする見方もできよう。しかし、限定はさしひかえなければならない。

資料4については、現状ではその内容は不明とせざるを得ない。

以上、4個の紡錘車の線刻についてみてきたが、この文字の意味するものは何であろうか。筆者は別稿で県内の線刻紡錘車について集成し、その性格についてふれた。『古代学研究』。

その中で、紡錘車は機織と関連する点を重視し、特に調布については厳密な規定があり、それが実際の調布でも守られていること、だとすれば、それを調する紡錘車についても厳しい規制があったと推定し、そのためにこのように特別の扱いである線刻を施すことになったと考えた。しかも、調布は郷戸主階層により納められたとすれば、そのための指定を受けた郷戸主がその名を紡錘車に刻したことはなかったろうか。勢多郡という郡名を冠しているのも、その間の事情を示しているかも知れない。

また、機織りの技術は渡来人の技術に負うところが多いといわれる。ここにみられる「楊氏」の線刻もこの渡来人の技術が背景にあったことを暗示するものであるかも知れない。

このようにみてくると、勢多郡の1郷である本遺跡の中の郷戸主層の名が刻されているとみられ、その意味では、この地域が律令制の中に組み入れられていたことは確実であろう。地域的にも洪積台地で、古くから養蚕地帯であったことは想像に難くない。そうした自然条件を背景に養蚕、機織りが盛んに行なわれたのであろうか。

一方、本遺跡には多くの墨書・刻書土器が出土している。その中に「山」の墨書があり、「上上T」の「T」のたて画が上につきぬければ「十」となり、この墨書も数例ある。「楊」の字についても「木」へんにつくりが不明確なものが2例あり、特にK-47から出土している土師器坏に書かれた墨書はつくりの筆づかいからみて「楊」の可能性のあることを指摘しておきたい。

こうした墨書土器との共通性が指摘できるとすれば、線刻紡錘車のもつ意味も本質的には墨書土器と共通するものである可能性が考えられる。その意味では、この紡錘車の所属を示すものが線刻であるとみられる。線刻の文字が比較的フルネームで書かれていることは、それだけ日常雑器に比べて、器物として重視されていたことを示すものかも知れない。ごく、限られた資料から、推定の上に推定を重ねた形になったが、更に類例を検討していく中で、より確実な検討を試みていきたい。

なお、本文中の資料1・2については、平川南氏の解説に従った。

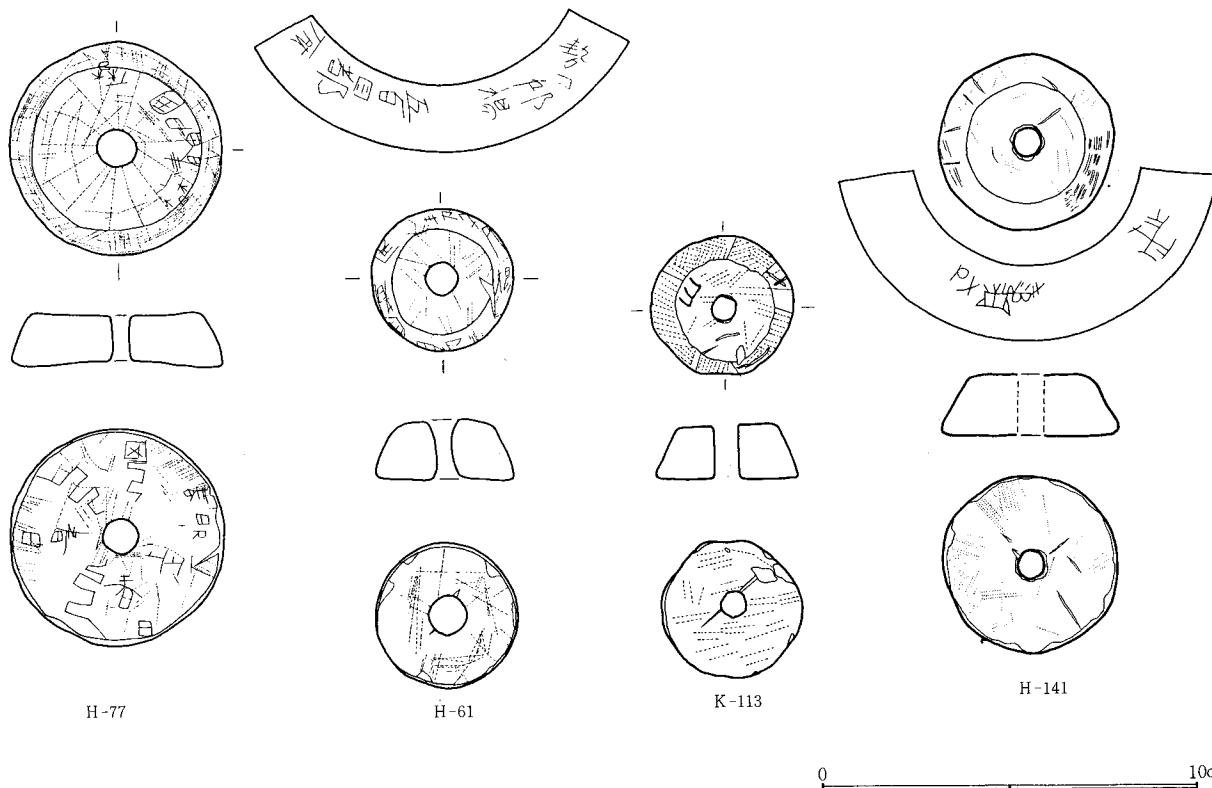


図-791 (刻書)紡錘車実測図